

産地、品種及び産年の表示の根拠資料について

令和2年12月17日
消費者庁

1 産地、品種又は産年を表示する場合の根拠を示す資料

1 産地、品種又は産年を表示する場合、それらの表示が間違いないことの根拠を示す資料（行政機関等の求めに応じて表示の根拠を説明ができる資料）を保管する必要があります。

2 具体的には、

① 農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明を受けたものにあつては、農産物検査証明書（輸入品のうち、輸出国の公的機関等による証明を受けたものにあつては、輸出国の公的機関等による証明書）

又は

② 農産物検査法による証明を受けていないものにあつては、

ア どのような種苗を用いて生産されたかが分かる資料（種子や苗の購入記録等）

イ 全体の作付状況に対する品種ごとの作付状況が分かる資料（水稻共済細目異動申告書、営農計画書等）。

これに加え、流通実態に応じて、

③ 原料米穀について、産地、品種又は産年が記載されている規格書、送り状、納品書、通関証明書（輸入品の場合）等

及び

④ 原料米穀を当該製品に使用した実績が分かるもの（調製、精米及び小分けした米についての指示書、精米記録、とう精台帳、仕様書等）

などが考えられます。

いずれにしても、製品に使用されている原料米穀について、原料米穀と製品の相互の関係が明らかとなる資料を保管することが必要であり、確実にトレースができない場合は、根拠を示す資料を保管しているとはみなされません。

3 なお、資料の保管については、文書（写しを含む。）、電子媒体のいずれの方法でも問題ありません。

2 根拠資料の保管期間

表示の根拠を示す資料の保管期間は、製造をしてから3年間となります。

なお、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づき、義務付けられている取引等の記録の保存期間についても、原則3年間となっています。

3 根拠資料の保管者

表示の根拠を示す資料の保管は、消費者に販売される製品の表示内容に責任を有する者が保管する必要があります。

ただし、表示の根拠を示す資料の保管をしている生産者等に照会することにより、表示内容に責任を有する者の事務所等において、当該資料を速やかに確認することができる措置がとられている場合については、根拠を示す資料の一部を生産者等が保管していても問題ありません。

なお、表示責任者以外の者が根拠を示す資料の一部を保管する場合にあっては、当該資料の保管場所及びその確認方法に係る資料を表示責任者が保管する必要があります。

4 根拠資料を保管せず産地、品種又は産年を表示した場合の罰則

産地、品種又は産年の根拠を示す資料を保管せず、産地、品種又は産年を表示した事業者は、食品表示基準に違反することとなり、食品表示法の規定に基づき、

- ① 表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示・公表
- ② その指示に従わない場合は、指示に係る措置をとるべきことの命令・公表
- ③ その命令に違反した者は1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は、法人にあっては、当該者の懲役若しくは罰金に加え、1億円以下の罰金

に処せられることとなります。